

# 道路への倒木、枝の張出しに御注意！



道路や歩道への倒木、枝の張り出しにより、通行の障害になっている箇所が多数見受けられます。

これらに起因して、車両や歩行者に事故が発生した場合には、**当該樹木の所有者の責任を問われる**場合があります。

民法 第717条 土地の工作物の占有者及び所有者の責任  
道路法 第43条 道路に関する禁止事項

下記のような状態が見られる土地の所有者の皆様には、該当樹木の**伐採又は枝払い**をお願いいたします。  
なお、今後とも普段の管理はもとより、強風や大雨の後には、特に注意されるようご協力願います。



← この写真は悪い例です。

道路・歩道へ樹木が張り出している。

枯れ木、折れ枝等による通行障害がある(又はその恐れがある。)

竹林の繁茂による通行障害がある(又はその恐れがある。)

## 作業時の注意事項

1. 電線や電話線がある箇所の作業は、危険を伴う場合がありますので、事前に最寄りの**東京電力(株)又はNTT**に連絡し、立会のもとで行って下さい。
2. 作業にあたり、**通行車輛、自転車及び歩行者の安全確保**と、樹木からの**転落防止**等に十分ご配慮下さい。

## ご相談・ご紹介先

茨城県潮来土木事務所

0299-62-3726 (用地管理課, 道路維持課)

鹿嶋市(道路整備課)

潮来市(都市建設課)

神栖市(道路整備課)

鹿嶋警察署(交通課)

行方警察署(交通課)